

ポイ捨て防止条例等に関するアンケート レポート

2002年3月

全国まち美化連絡会議

事務局 / 株式会社ダイナックス都市環境研究所

(1) 実施の目的

「全国まち美化連絡会議」では、平成7年11月の設立以来、美化行政の柱になる施策として各地で制定されている「ポイ捨て防止条例」に関しては、これまでも『全国まち美化シンポジウム』において討論テーマに再三取り上げてきた。

また、1998年には、ポイ捨ての現状現状・課題、条例と施策のマッチングに対する自治体サイドの評価を探るため、「ポイ捨て禁止条例等に関するアンケート」を行った。

しかしながら、現在も連絡会議には、「ポイ捨て防止条例」の制定状況に対する自治体からの問い合わせは多い。中小の町村などでは、条例制定を検討するところが少なくないほか、すでに制定済みのところでも、条例制定の効果の検証結果に基づく罰則規定の削除といった条例見直しについて、議題に上りはじめたことが背景にあると考えられる。

そこで当会議では、条例をめぐる状況を把握し広く情報発信する目的に、このアンケートを行ったものである。

(2) 実施の概要

実施対象・配布数・配布方法

人口2万人以上の1,011区市町村（「平成12年度版 全国市町村要覧」より）に対し、郵送配付・FAX返信で行った。

実施期間 2002年1月10日～1月22日

有効回答数 671自治体（回収率66.4%）

人口別割合

回答自治体のほぼ半数が、人口2万人以下の自治体で占められた。

| | 回答自治体 数 | 割合 |
|----------|------------|--------|
| 2万人未満 | 8 | 1.2% |
| 2～5万人 | 317 | 47.2% |
| 5～10万人 | 152 | 22.7% |
| 10～20万人 | 102 | 15.2% |
| 20～30万人 | 33 | 4.9% |
| 30～50万人 | 36 | 5.4% |
| 50～100万人 | 14 | 2.1% |
| 100万人以上 | 9 | 1.3% |
| 計 | 671 | 100.0% |

人口規模別の分類は、「全国市町村要覧」の平成13年度版で行ったため、集計上人口2万人未満の自治体が出てきている

(3) 集計結果のポイント

本アンケートの集計結果から、特徴的な点を上げれば次の通りである。

《アンケート結果の特徴》

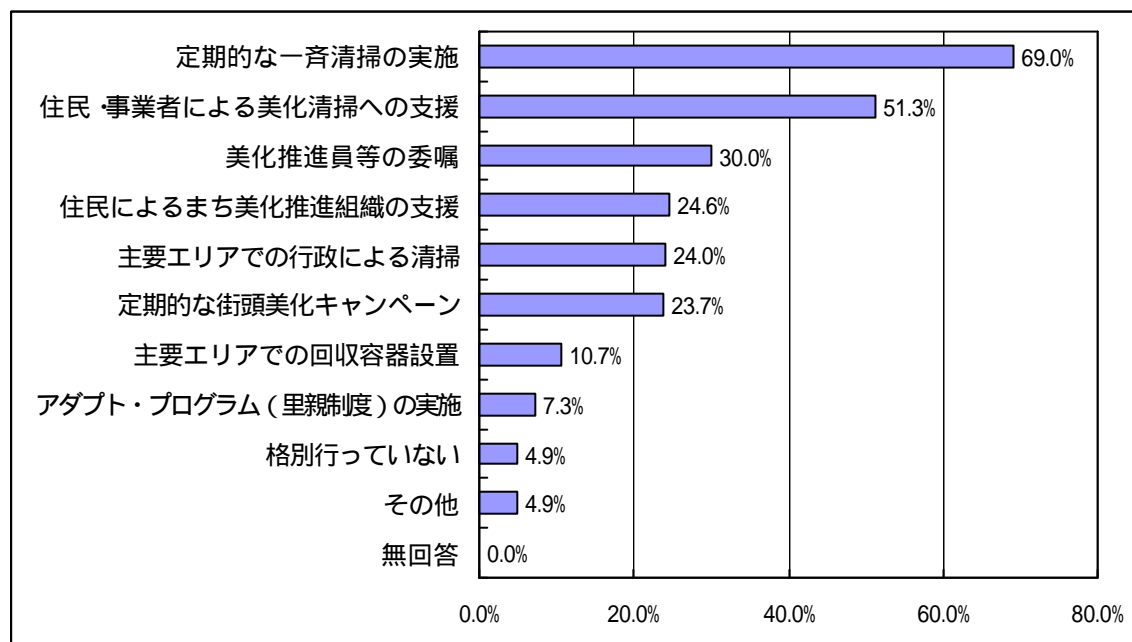
- 1) 条例は、必ずしも当該自治体の担当課が必要に迫られて制定されていない。周辺自治体の動向や、議会での質問といった「外圧」がきっかけとなったケースも少なくない。
- 2) 制定済みの自治体は、本アンケートでは310(46.2%)に上っているが、そのうち約5割がポイ捨て等に対する罰則(罰金)規定を設けている。しかし、制定済み310自治体のうち、罰則の必要性を疑問視する回答が4割以上にのぼっている。
- 3) 自治体が条例制定による成果として考えているのは、啓発効果であり、実際にポイ捨てが減ったと考えているのは制定済み自治体の1割に満たない。
- 4) また、条例未制定のところも含めた全671自治体に今後のまち美化行政の課題を聞いた設問では、「啓発の充実」が60%を超え、多くの美化担当がまち美化施策として啓発を重視していることがわかる。
- 5) 条例制定済み自治体のうち、約3分の1が「必要に応じて条例見直しを検討したい」と答えている。

(4) 集計結果

問1 貴自治体では、市街地（駅前広場・主要道路及び街路）の美化について、どんな取り組みをされていますか？（複数回答）

「定期的な清掃活動の実施」463（69.0%）、「住民・事業者による美化清掃への支援」343（51.3%）と、清掃の実施と支援に対する自治体の積極性が目につく。なお、アダプト・プログラムはわが国での本格導入から3年程度と歴史が浅いながら、1割近くの実施率となっている。

(グラフ1)



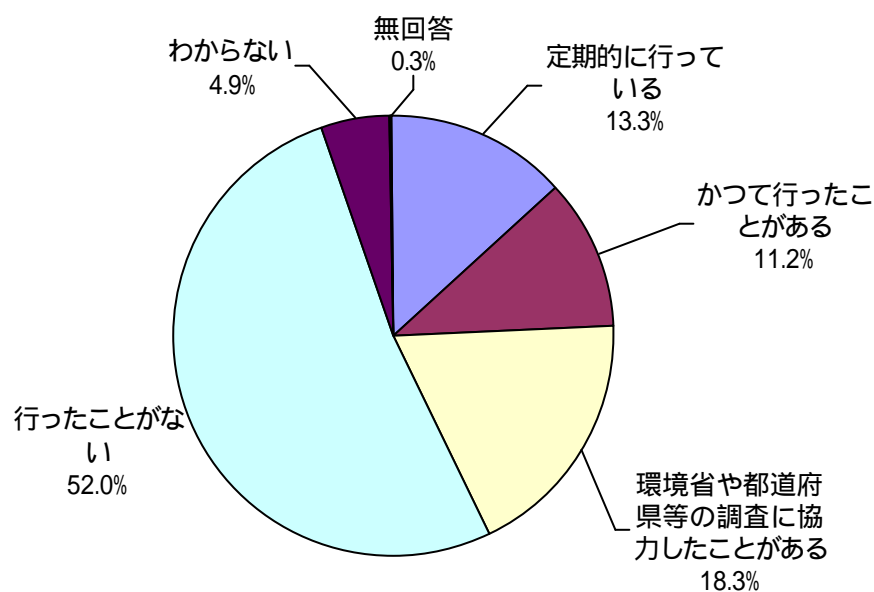
問 2 貴自治体では、ポイ捨てに関する実態調査等が行われていますか？

「環境省や都道府県等の調査に協力したことがある」がもっとも多く、124（18.3%）に上っている。「定期的に行っている」とした自治体も、90（13.3%）に達している。

当会議では、1998年に行った「ポイ捨て禁止条例等に関するアンケート」（廃棄物条例を含め、ポイ捨て禁止に係る条例を持つ879自治体に実施/回収率53.6%）で同じ質問を設けているが、そのときは、「調査に協力したことがある」19.7%、「定期的に行っている」12.7%であった。また、「行ったことがない」との回答が48.2%となっていた。

以上のことから、ポイ捨てに関する自治体の調査は、この数年の間で行うところが増えてきたといえることができる。

(グラフ 2)

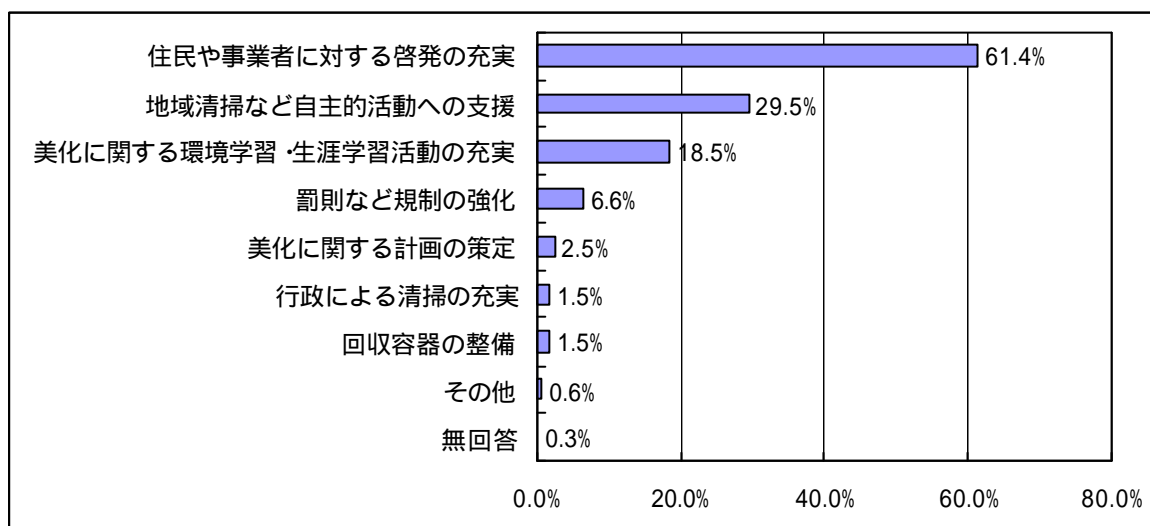


問 3 貴自治体では、ポイ捨て防止のためどんな活動を行うことが行政として必要とお考えですか？(複数回答)

「住民や事業者に対する啓発の充実」とした自治体が、671自治体中412自治体(61.4%)と目立って多くなっている。自治体では啓発を美化施策の柱と考えていることがわかる。

一方、「美化に関する計画の策定」は17(2.5%)とわずかであり、行政に計画的・総合的な対応の必要性がほとんど浸透していないのが実情とみることができる。「ポイ捨て防止条例」に盛り込まれることの多い罰則等の規制についても、その強化を挙げた自治体は44(6.6%)にとどまっている。行政では、罰則規定に対し、直接的なポイ捨て防止効果があるとみなしていない現状が読み取れる。

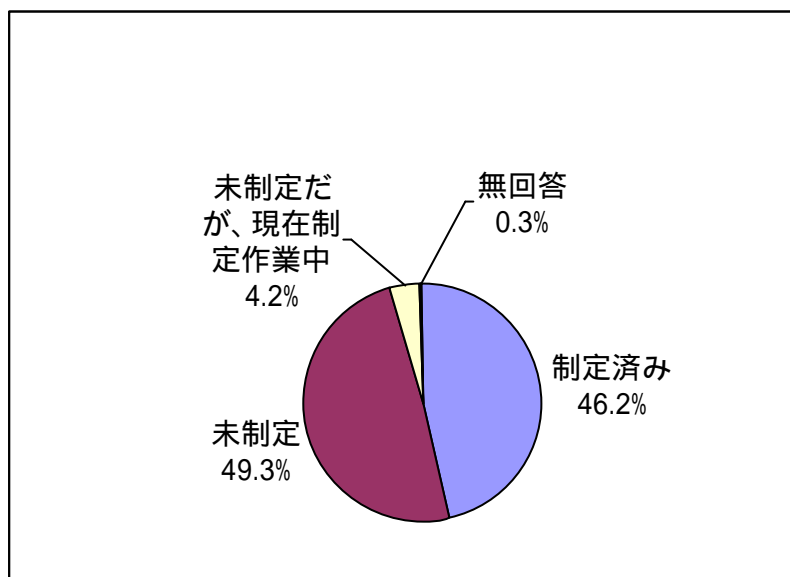
(グラフ3)



問 4 貴自治体では、あき缶等のポイ捨て防止に関する条例を制定されていらっしゃいますか？

回答のあった 671 自治体のうち、310 (46.2%) の自治体で制定されている。この他、制定を検討中のところが 28 (4.2%) となっている。

(グラフ 4)



「問 4-2」(制定済み条例の名称)については、別紙を参照のこと(ただし、名称記載のあった自治体分のみ)

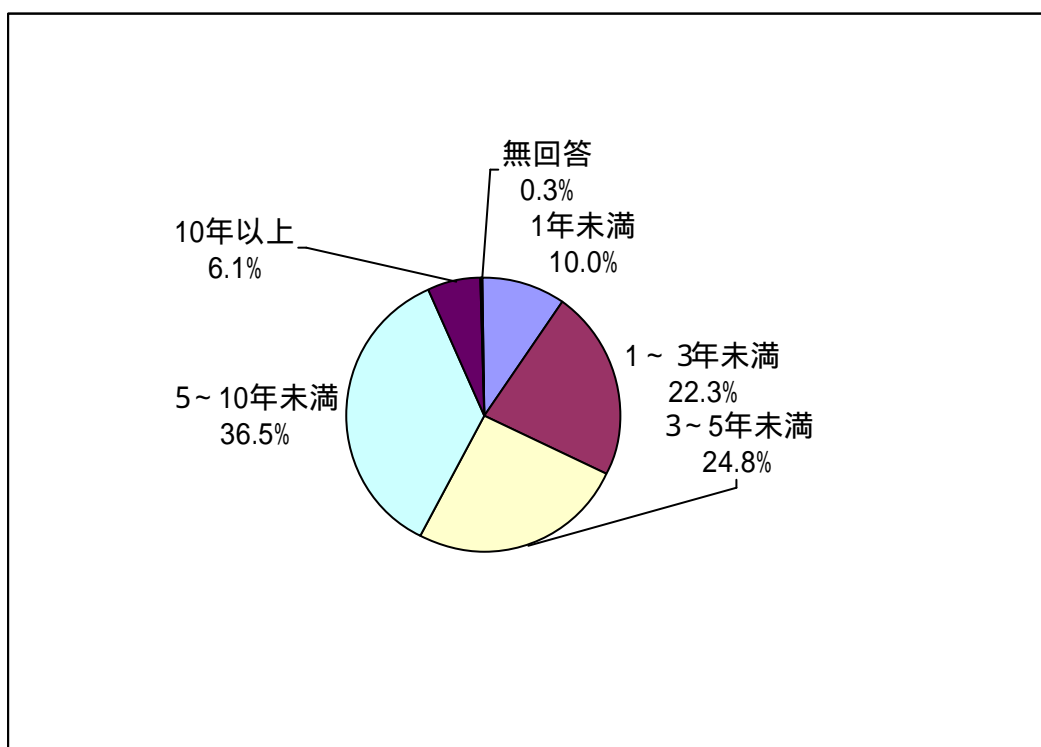
問 4-3 から問 4-8 については、

問 4 で「ポイ捨て条例制定済み」とした 310 自治体にのみ、質問したものである。

問 4-3 条例を制定されて何年経過されていますか？

「5～10年未満」とした自治体が 113 (36.5%) と最も多くなっている。ポイ捨て防止条例制定のピークが、1995 年前後 2 年間程度にあったといえる。

(グラフ 5)

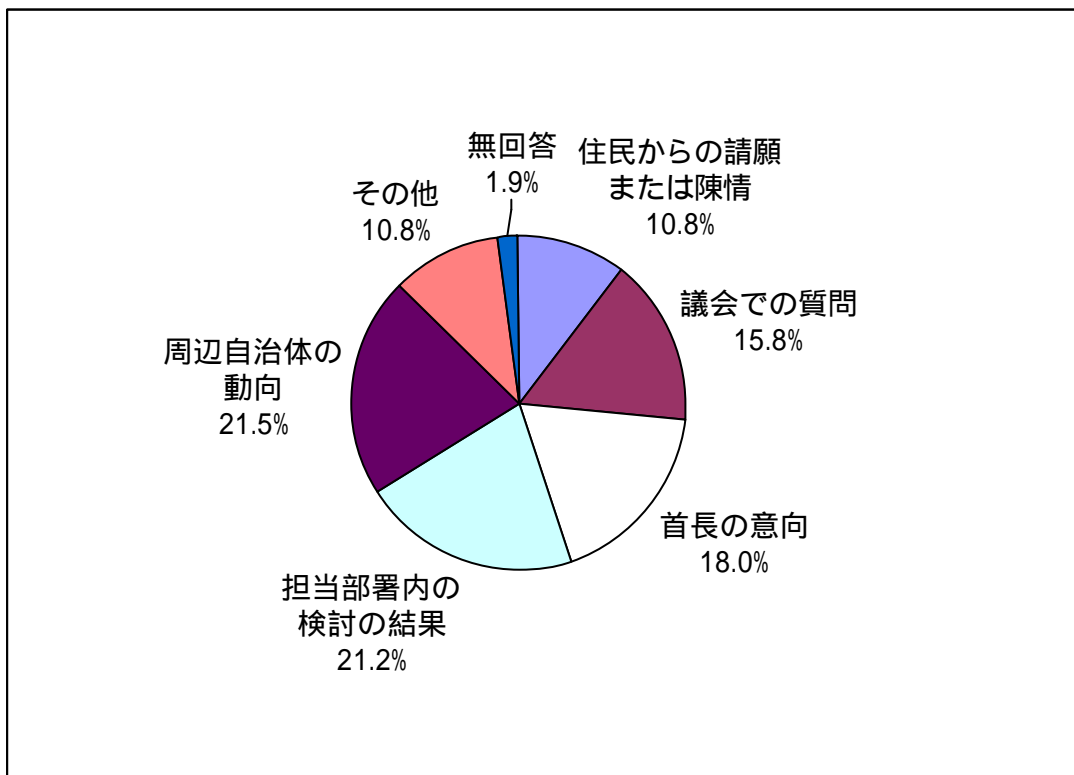


問 4-4 条例制定のきっかけは何ですか？

「周辺自治体の動向」としたのが 68 自治体（21.5%）、「議会での質問」が 50 自治体（15.8%）となっており、自治体に対する周囲のプレッシャーを受けて条例制定に至るケースが少なくないようだ。

一方、担当者が必要を感じて主体的に条例をつくったことを示す「担当部署内の検討の結果」との回答は、67（21.2%）にとどまっている。

（グラフ 6）

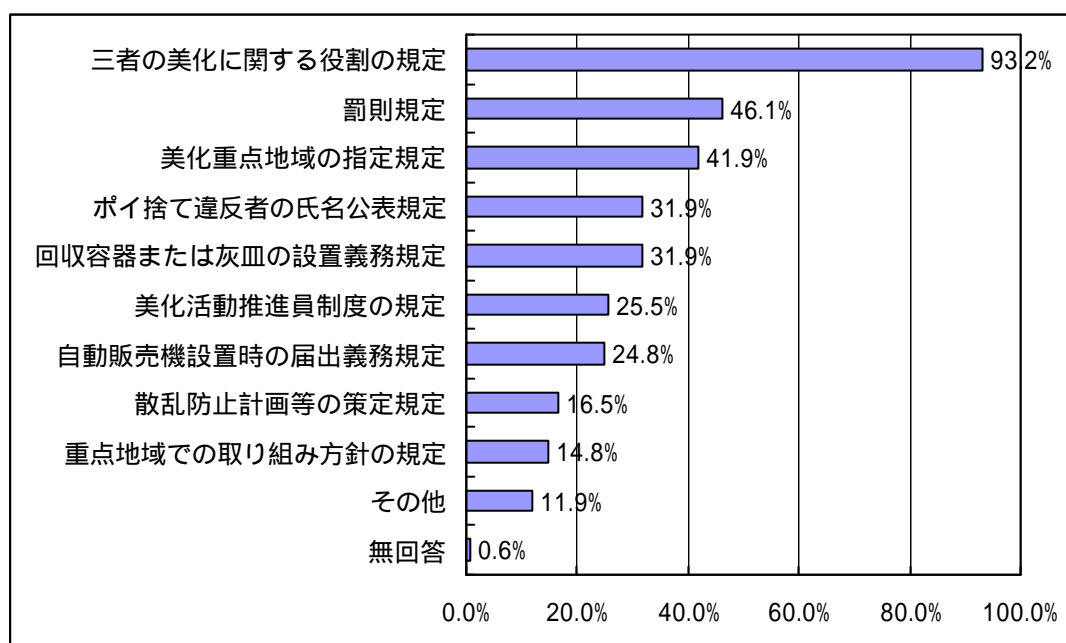


問 4-5 貴自治体の「ポイ捨て防止条例」の内容として当てはまるものすべてをお選びください。(複数回答)

310 の条例制定自治体中、143 (46.1%) の自治体が罰則 (罰金) 規定を設けるとしている。罰則 (罰金) は、「市民・事業者行政三者の役割規定」289 (93.2%) を除くと、条例に盛り込まれることの最も多い内容となっている。

一方、「散乱防止計画等の策定」「重点地域における具体的取り組み方針」といった、ポイ捨て防止へのシステム的対応の推進を担保する内容に関して条例に取り入れている自治体は、いずれも全体の 10% 台にとどまっており、多いとはいえない状況である。

(グラフ 7)



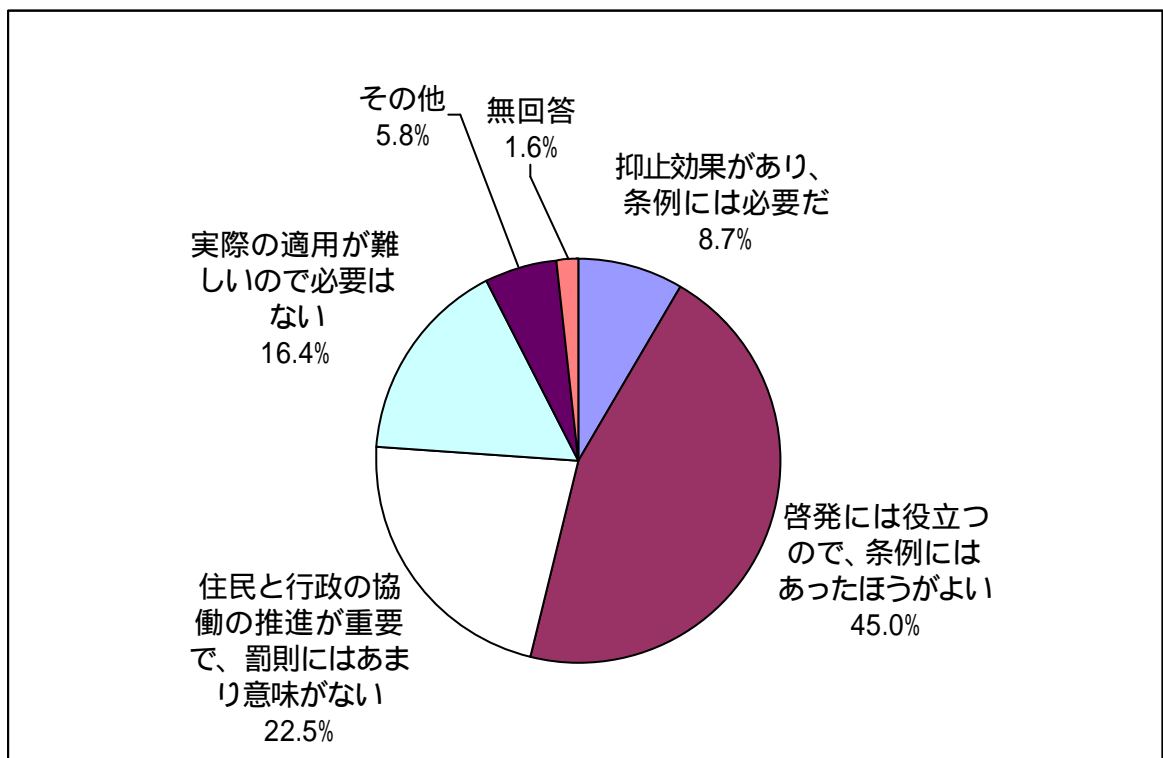
問 4-6 条例を運用されてみて、罰金・氏名公表等の罰則規定の必要をどうお感じですか。

「啓発に役立つのであったほうがよい」が 40(45.0%)と最も多い回答である。ただし、必要性についてさらに肯定的な「ポイ捨て抑止効果があり必要」は 27(8.7%)にとどまっている。

反対に、「市民と行政の協働が重要で罰則にはあまり意味なし」「実際の適用が難しく不必要」との回答をあわせると全体の約 4 割にも達することから、罰則に対する自治体の評価は二分されているとみなすこともできる。

また、啓発効果の面から「あったほうがよい」とする回答が多かった点をみれば、もともと罰則の適用を考えていない自治体が少なくないと考えられる。

(グラフ 8)

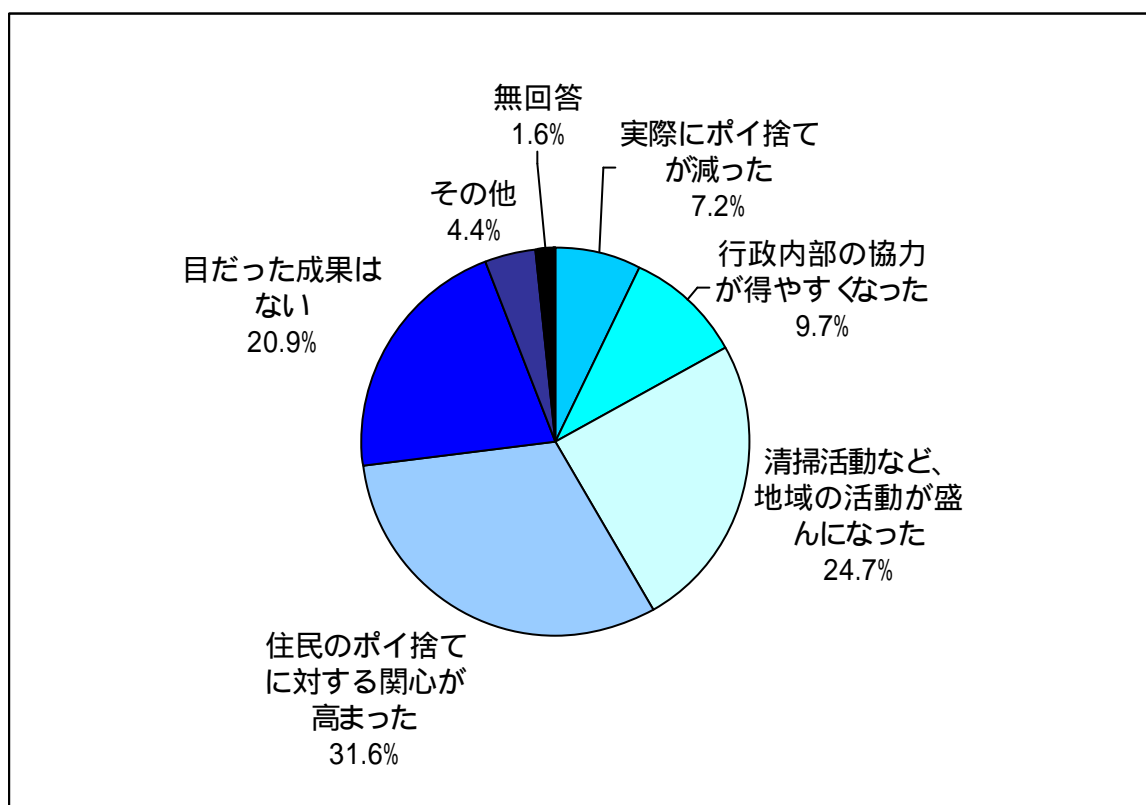


問 4-7 条例の成果として、どんな点が挙げられますか。

「住民のポイ捨てへの関心が高まった」が 101 (31.6%)、「清掃などの地域の活動が活発化」79 (24.7%)と、成果として啓発効果を挙げた自治体が目立つ。

ただし、「実際にポイ捨てが減った」と答えた自治体は、23 (7.2%)とわずかである。

(グラフ 9)



問 4-8 現在の条例を見直されるご予定はありますか。

106 (34.2%) の自治体が「必要に応じ見直しを検討したい」としている。「近く見直す方針である」との回答も 11 あり (3.5%)、合わせて約 4 割の自治体で条例見直しを否定していない状況である。

(グラフ 10)

